

一般社団法人青森県産業廃棄物協会 労働安全衛生研修会

【労働災害事例と防止対策及び安全基準
における留意点について】



青森労働局労働基準部
健康安全課

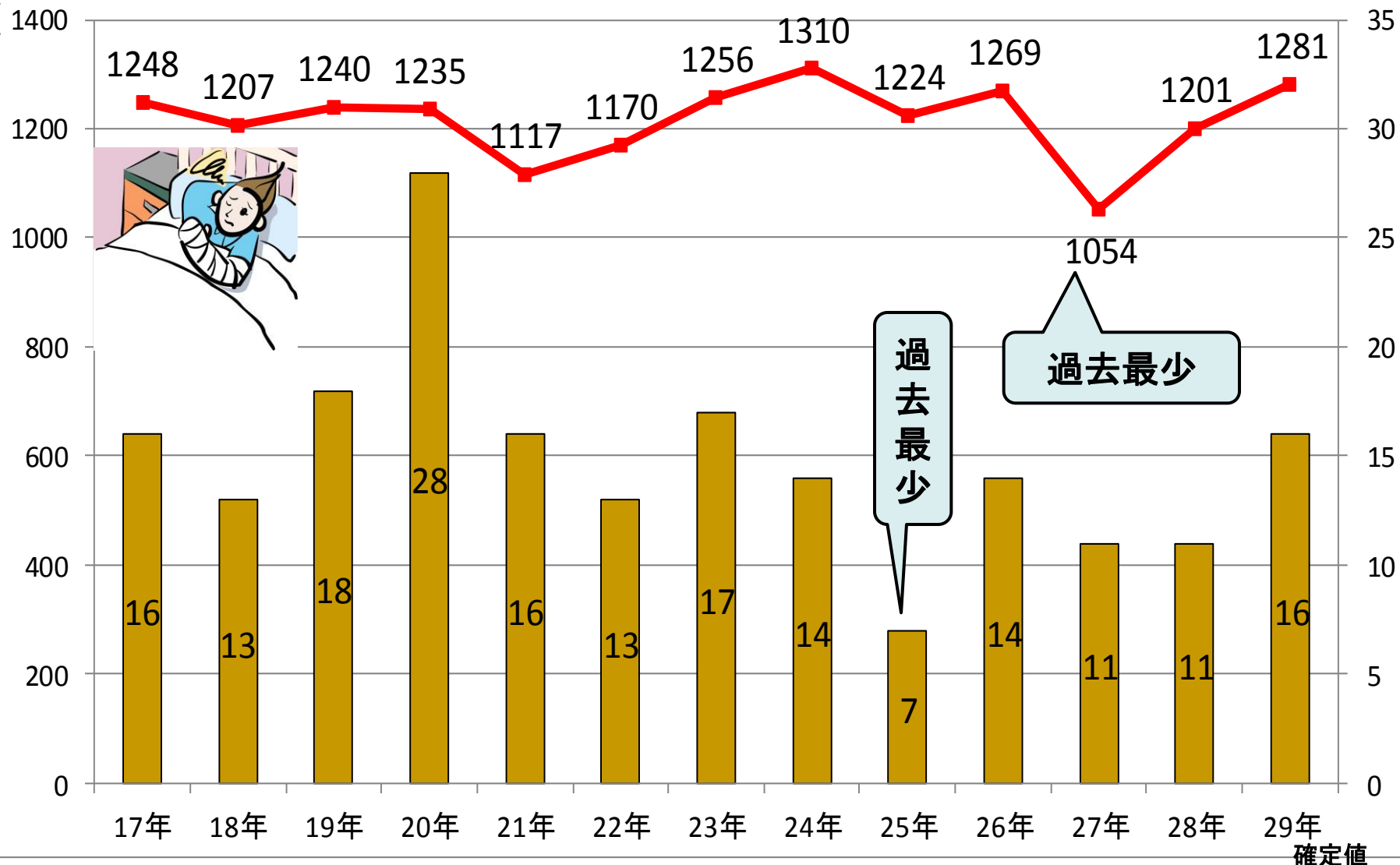
青森労働局管内の労働災害発生状況の推移

死傷者数(件)

■ 死亡 ■ 死傷者(休業4日以上)

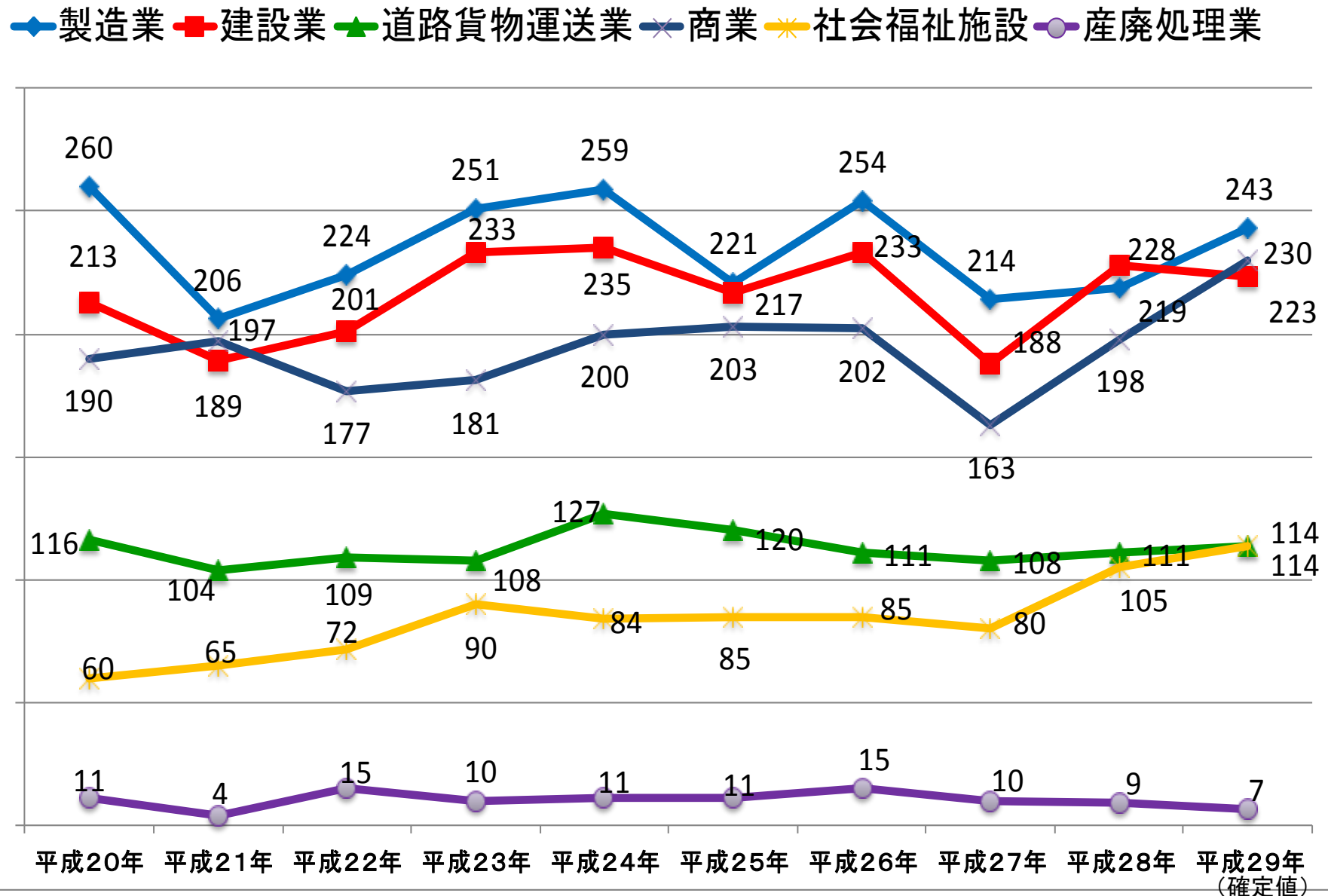
【青森労働局】

死亡件数(件)

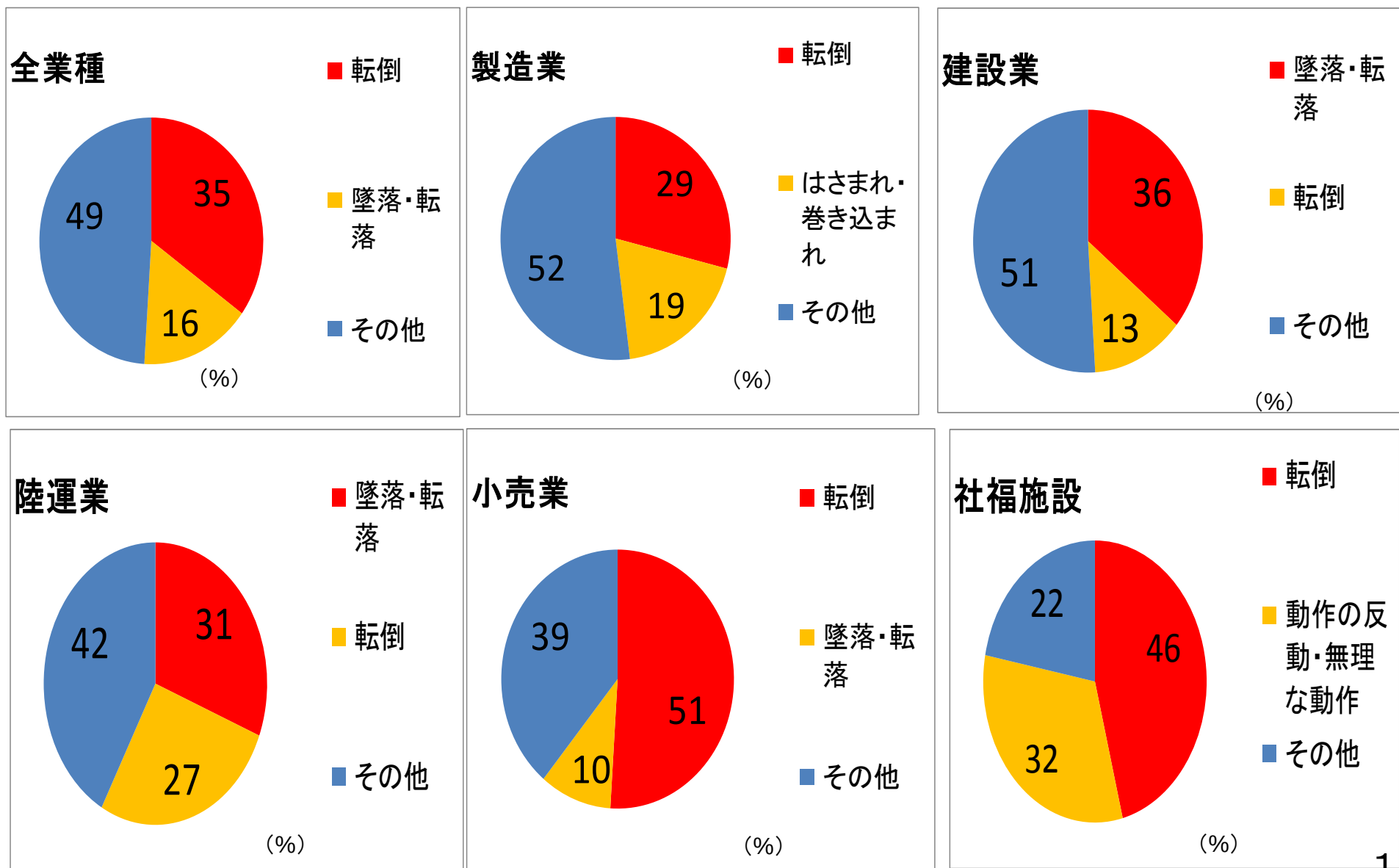


主な業種別労働災害発生状況

【青森労働局】



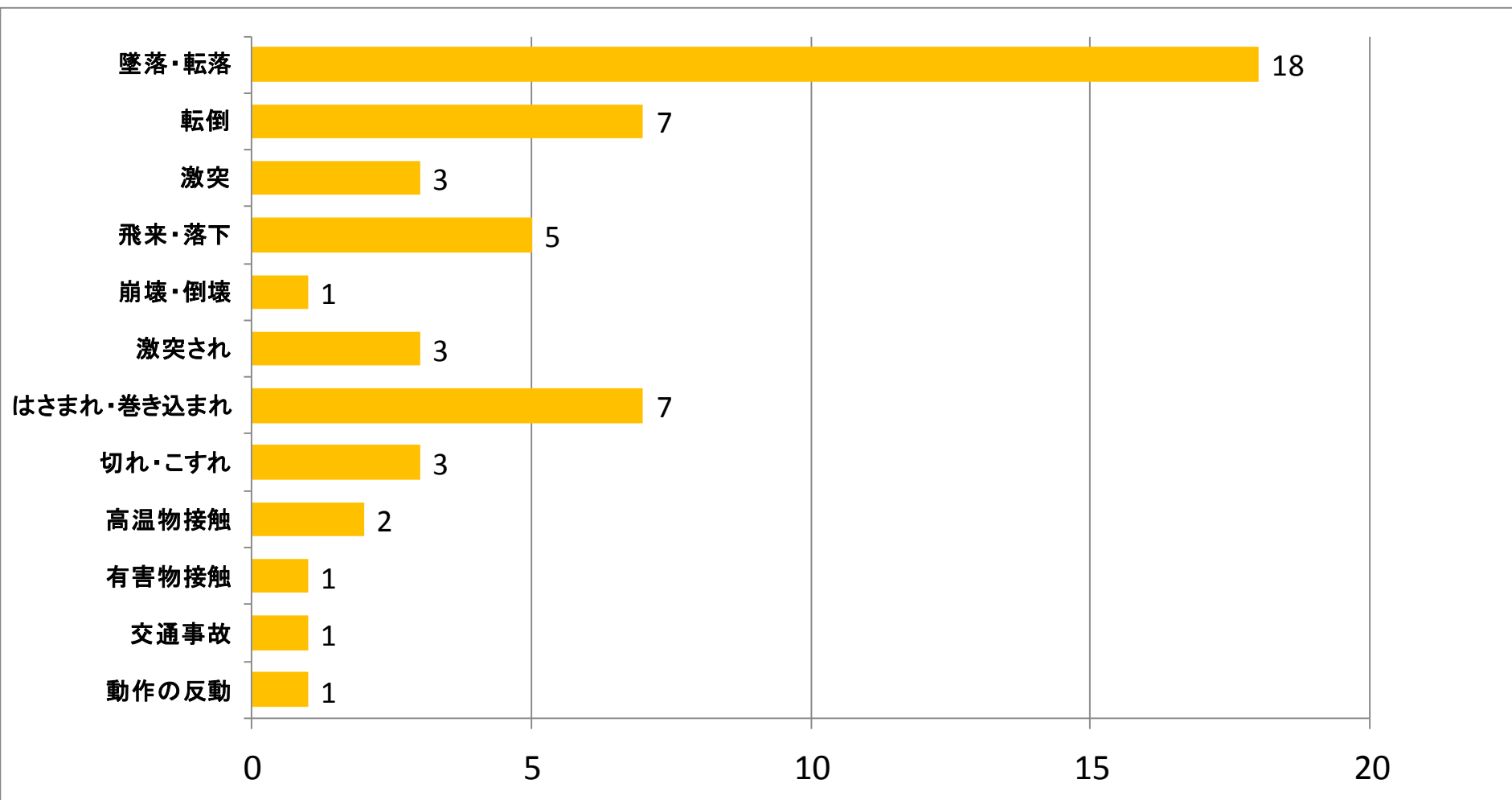
業種別「事故の型」(上位2位)の割合 (平成29年確定値)



事故の型別災害発生状況(産業廃棄物処理業)

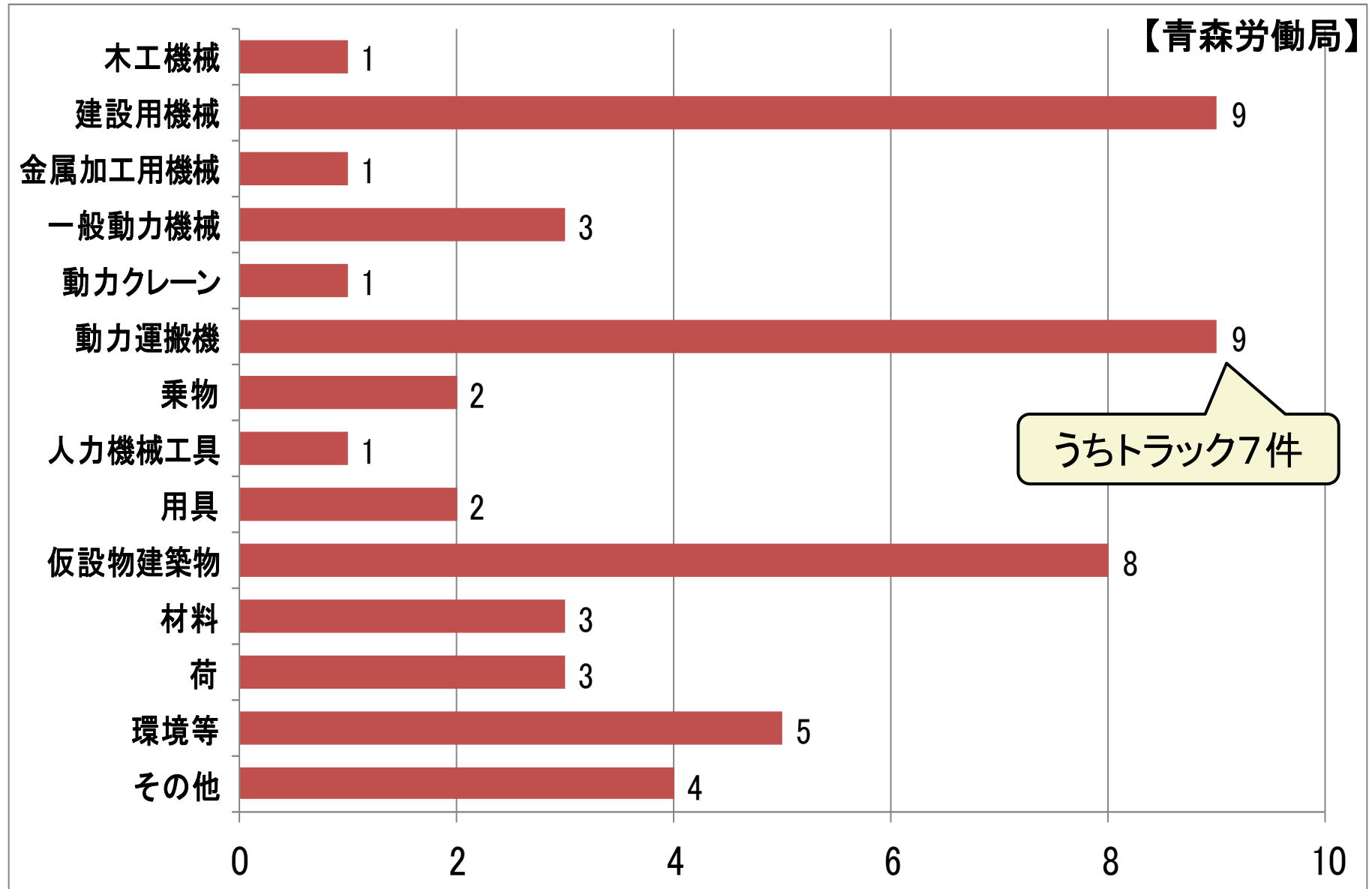
平成25年～平成29年:52件

【青森労働局】



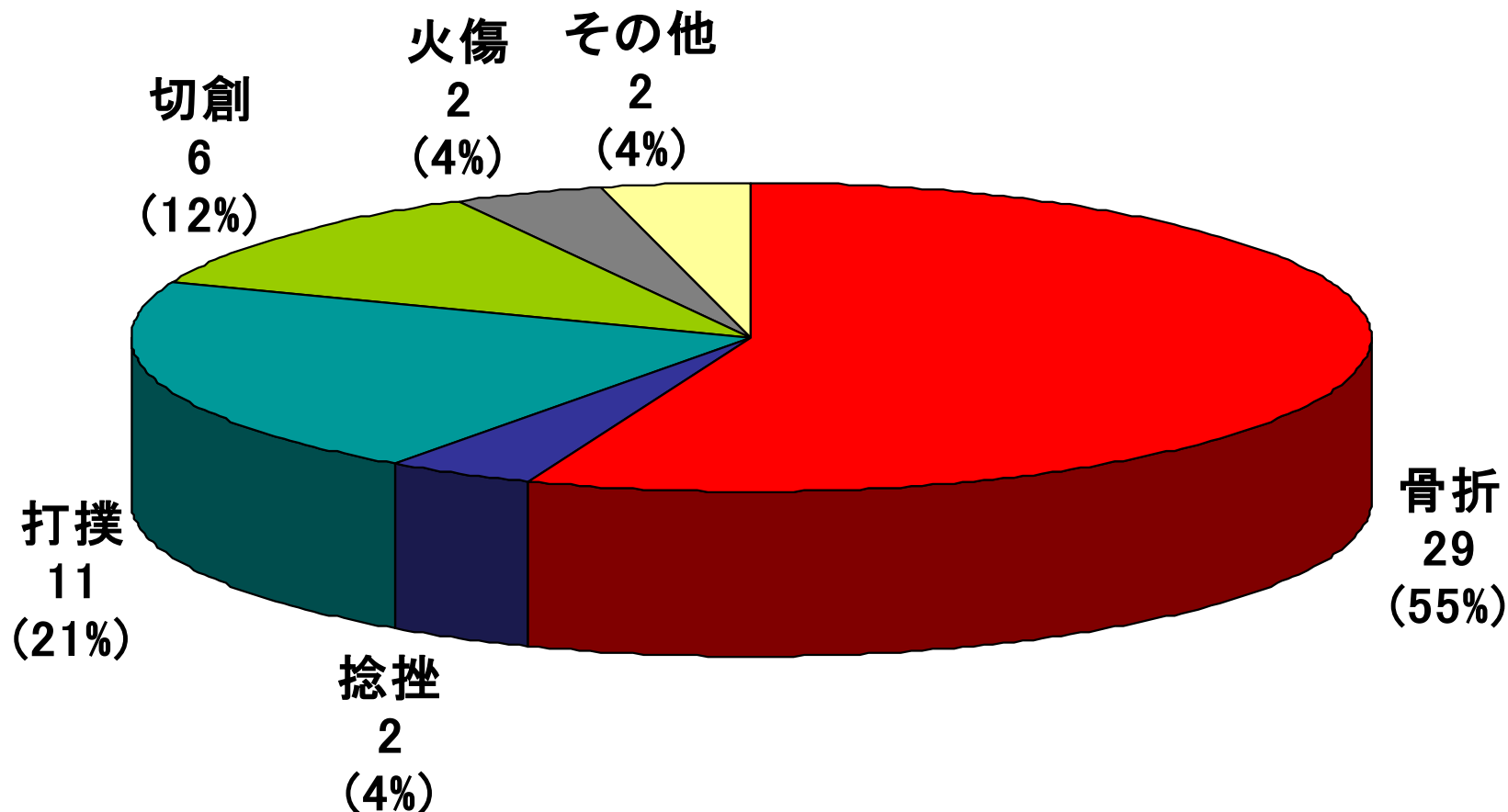
起因物別災害発生状況(産業廃棄物処理業)

平成25年～平成29年:52件



産業廃棄物処理業における傷病名別労働災害発生状況 (平成25年～平成29年:52件)

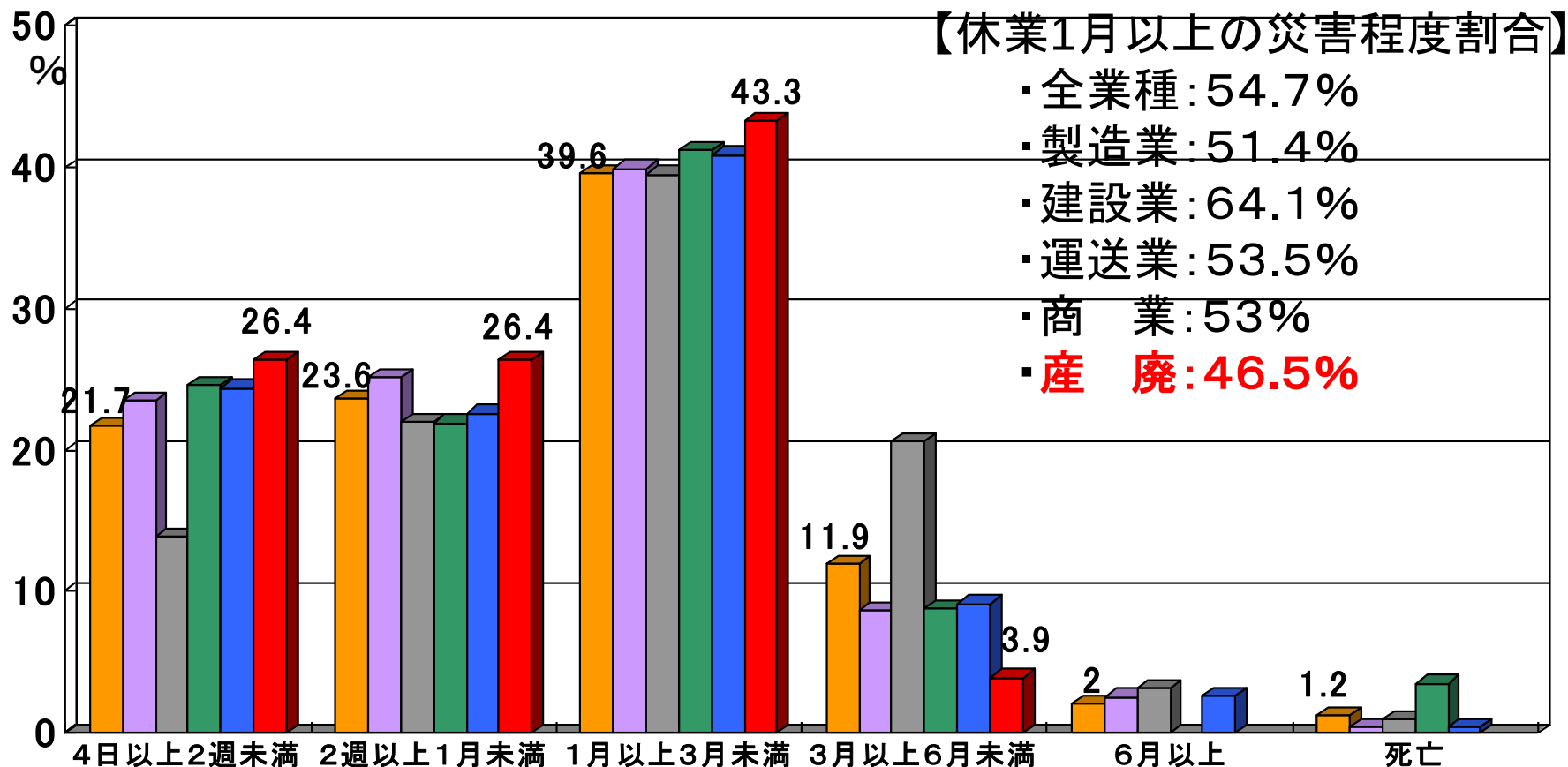
【青森労働局】



資料出所:労働者死傷病報告(休業見込4日以上)

主な業種の災害程度別労働災害発生状況 (平成29年(確定値):1,281件)

【青森労働局】



青森労働局管内の転倒災害発生状況の推移

■ 転倒災害

—■— 死傷者(休業4日以上)

【青森労働局】

転倒災害件数(件)

800

600

400

200

0

1400

1200

1000

800

600

400

200

0

1310

1224

1269

1054

1201

1281

382

(29.2%)

322

(26.3%)

336

(26.5%)

263

(25%)

351

(29.2%)

448

(34.9%)

24年

25年

26年

27年

28年

29年

(確定値)



全産業における月別労働災害発生状況

■ 平成26年 ■ 平成27年 ■ 平成28年 ■ 平成29年

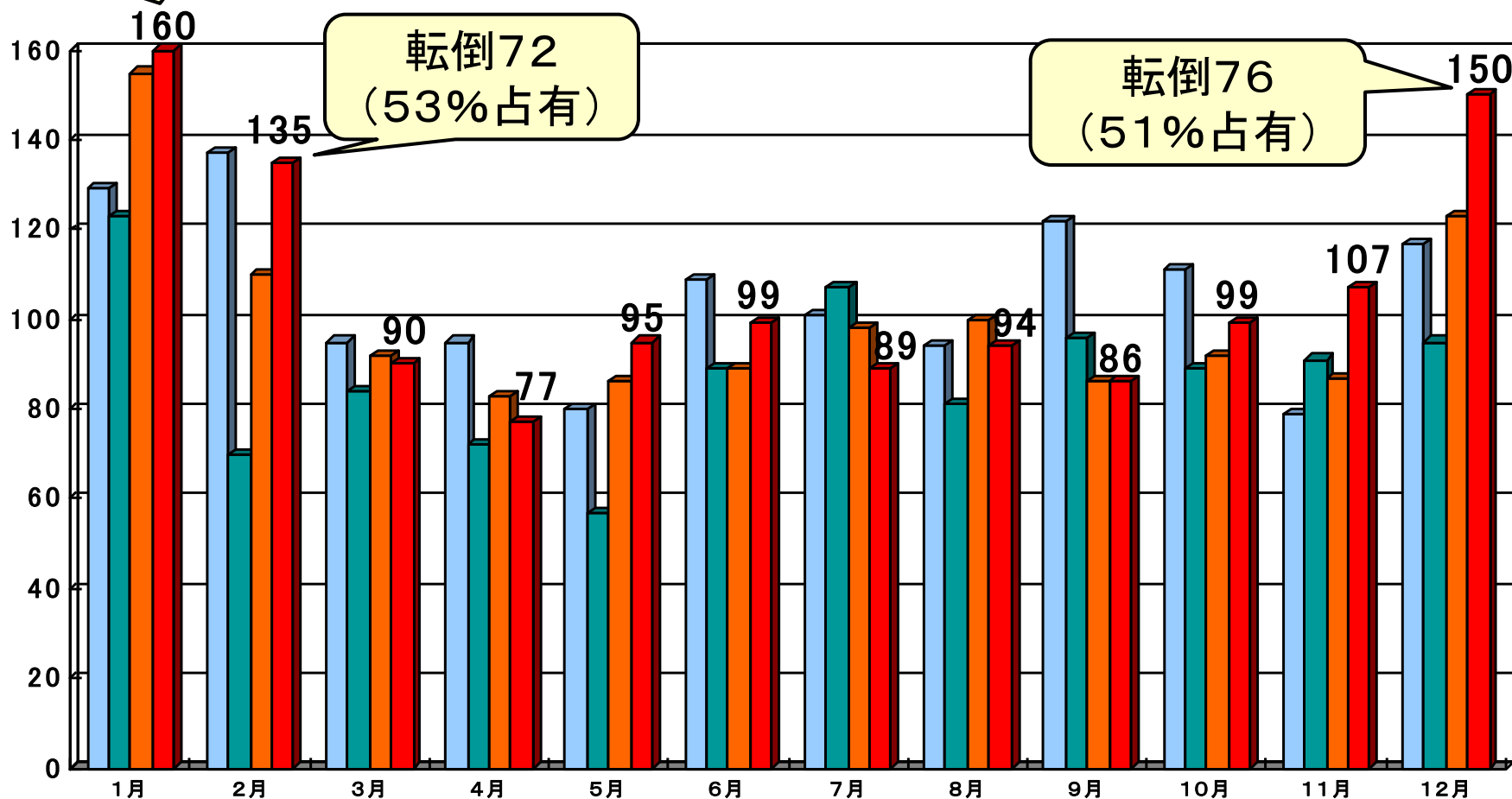
転倒85
(53%占有)

平成26年:1,269件、平成27年:1,054件
平成28年:1,201件、平成29年:1,281件

【青森労働局】

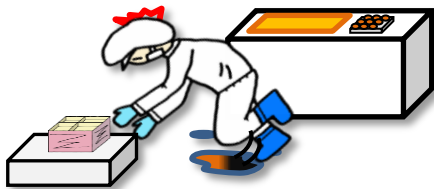
転倒72
(53%占有)

転倒76
(51%占有)



転倒災害の主な原因

滑り



つまずき



踏み外し



<主な原因>

- ・ 床が滑りやすい素材である。
- ・ 床に水や油が飛散している。
- ・ ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。

<主な原因>

- ・ 床の凹凸や段差がある。
- ・ 床に荷物や商品などが放置されている。

<主な原因>

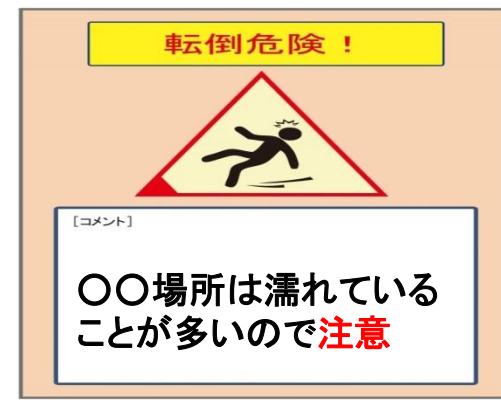
- ・ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・ 歩行場所に物を放置しない ・ 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・ 床面の凹凸、段差などの解消	・ 時間に余裕を持って行動 ・ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・ 足元が見えにくい状態で作業しない	・ 作業に適した靴の着用 ・ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・ 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

「4S活動」は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます！

【危険の「見える化」】



平成30年 労働災害発生動向(1～8月分速報値)

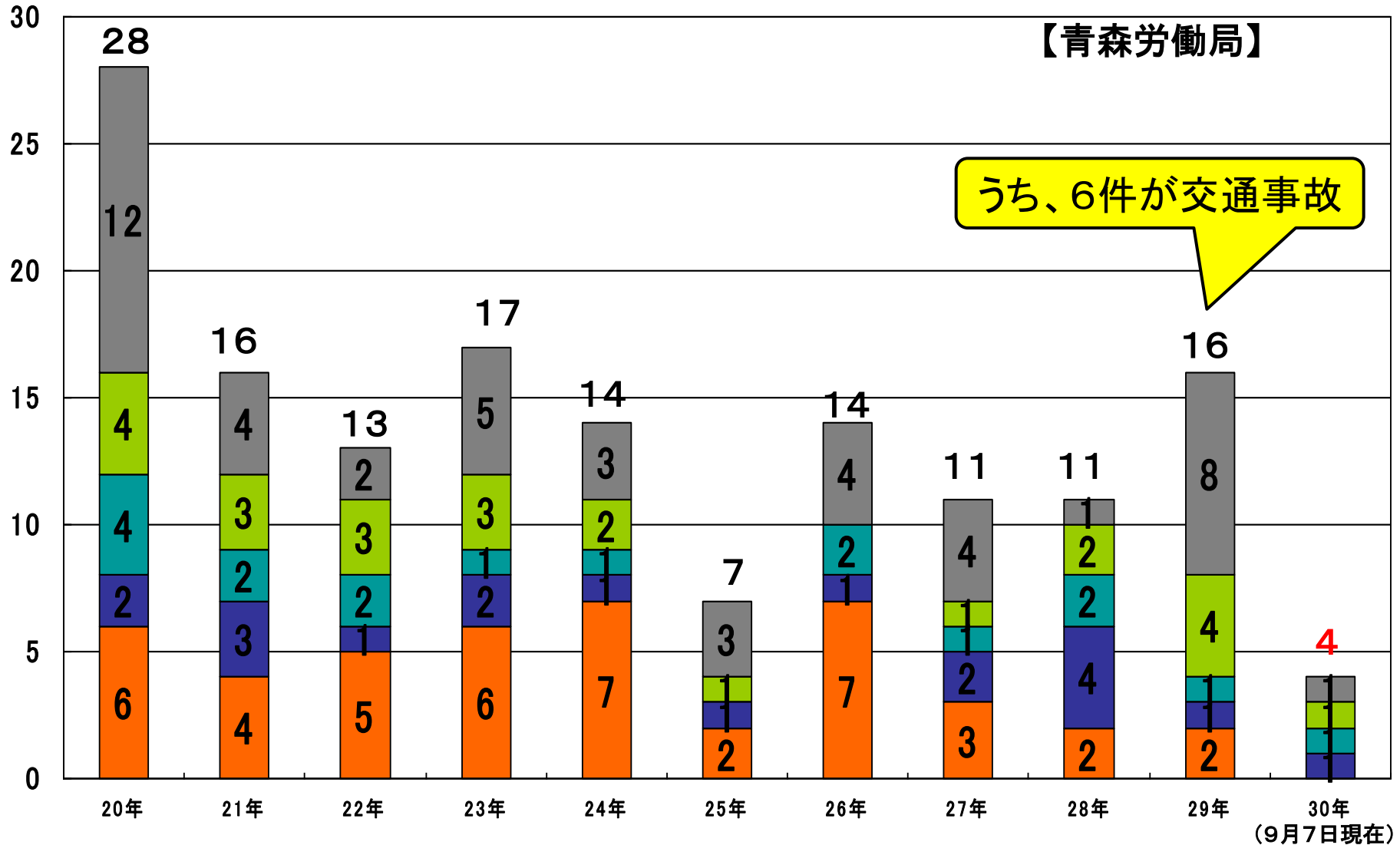
【青森労働局】

	29		30		増減		%
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	計
全 産 業	11	724	4	737	－7	＋13	＋0.8
製 造 業		137	1	133	＋1	－4	－2.2
建 設 業	1	130		120	－1	－10	－8.4
運 輸 交 通 業	3	81	1	81	－2		－2.4
農 林 業	2	24	1	30	－1	＋6	＋19.2
畜 産 ・ 水 産 業	2	14		11	－2	－3	－31.3
商 業	1	135	1	126		－9	－6.6
保 健 衛 生 業		84		102		＋18	＋21.4
接 客 娛 楽 業		38		38			±0.0
清 掃 ・ と 畜 業	1	30		30	－1		－3.2
(うち産廃処理業)		7		6		－1	－14.2
そ の 他 の 事 業	1	25		34	－1	＋9	＋30.8

資料出所:労働者死傷病報告(休業見込4日以上)

産業別死亡災害発生件数の推移

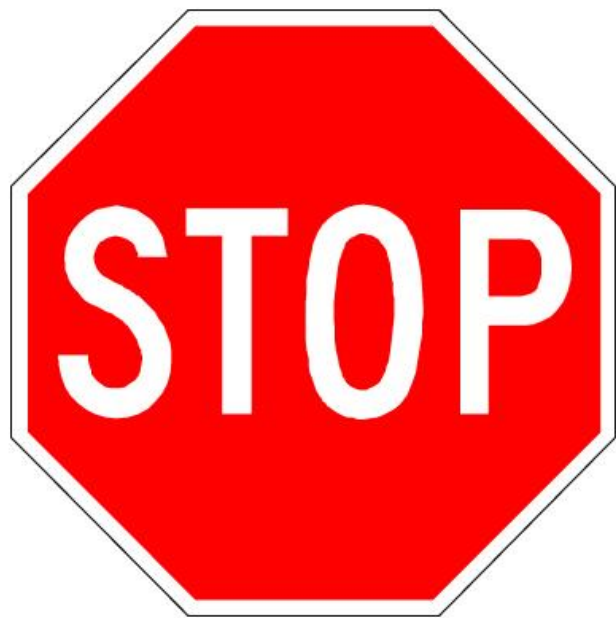
■ 建設業 ■ 商業 ■ 製造業 ■ 陸上貨物 ■ その他



緊急

死亡労働災害の撲滅！！

青森労働局管内では今年に入り既に4名の方の尊い命が失われています。絶対あってはならない災害であり「**死亡災害の撲滅(ゼロ)**」を目指します。



ザ・死亡災害！

死亡災害の発生に歯止めを掛けるため、経営トップ自らが、以下の着目点を中心に、職場に潜む不安全な行動、不安全な設備など危険有害要因の徹底排除を目的に「**緊急安全点検**」を実施してください。

◎死亡労働災害の撲滅に向けて下記事項の徹底・取組を！

- 1 作業マニュアルに従って作業をしているか
- 2 作業マニュアルの見直しをしないで大丈夫か
- 3 保護具を正しく使用しているか
- 4 免許、修了証等を有しているか
- 5 機械設備等の点検を実施しているか
- 6 安全衛生教育を実施しているか

青森ゼロ災 3か月運動・2018

～労働災害ゼロをめざして参加しましょう！～



青森県内の休業4日以上労働災害は、冬期間に転倒災害が多発したこと、第3次産業において労働災害が増加したこと等により、平成28年以降2年連続して増加となり、また、死亡災害についても、平成29年は16件と前年（11件）より大幅に増加しました。

労働災害を防止するためには、労使が協力し、職場における安全に対する意識や取組みを再度確認し、リスクアセスメントの実施等をはじめ、職場における自主的な安全衛生活動の展開が重要です。

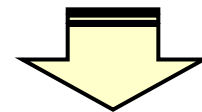
また、労働者が疲労やストレスを感じる事が少なくなるよう快適職場づくりの形成を進めること、こころと体の健康チェックの実践により健康づくりに努めること等、労働衛生管理の向上も図る必要があります。

このため、青森労働局では、労働災害防止団体や事業者団体と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、労働災害の防止を目指して「青森ゼロ災3か月運動」を展開します。

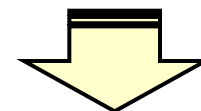
《参考》

平成28年度

参加事業場数: 632件



労使双方に安全に対する意識付けと機運の醸成を図り、昨年度より**参加事業場を増加**させる！！



平成29年度

参加事業場数: 1,074件



異業種に学ぶ 災害事例と安全対策

【災害事例 1】

現場でゴミ片付け作業中、後退してきたドラグ・ショベルにひかれる

(災害発生状況)

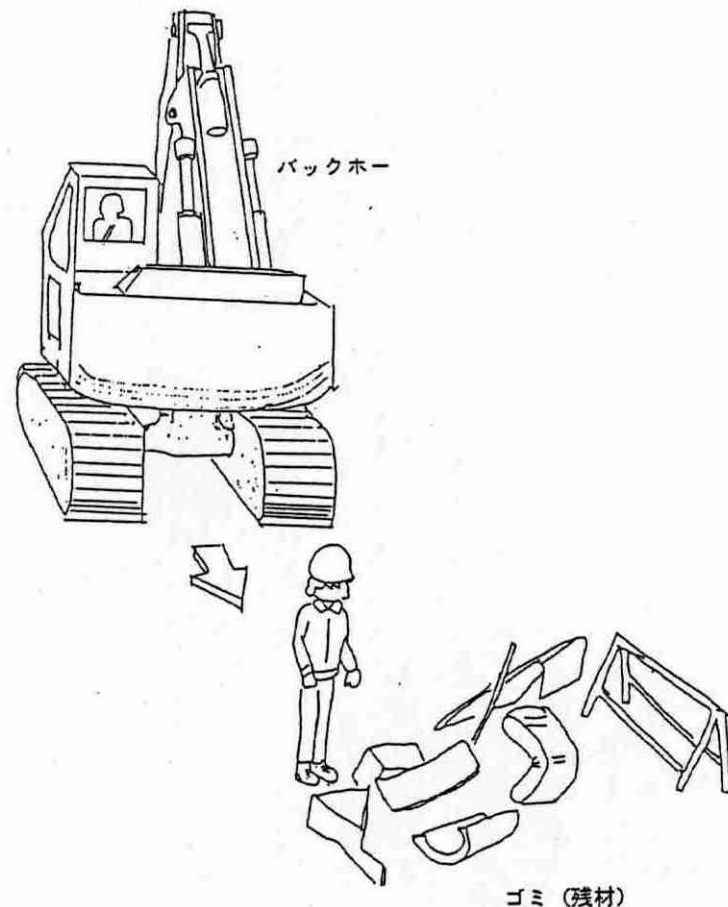
小学校運動場工事現場で、被災者がグラウンド内の仮設のゴミ置場を整理していたところ、同校内で他の工事を行っていた他の事業場の労働者が敷き鉄板をゴミ置場に寄せようとして、ドラグショベルのバケットにひっかけながら後退し、被災者を右キャタピラーでひいた。

[発生原因]

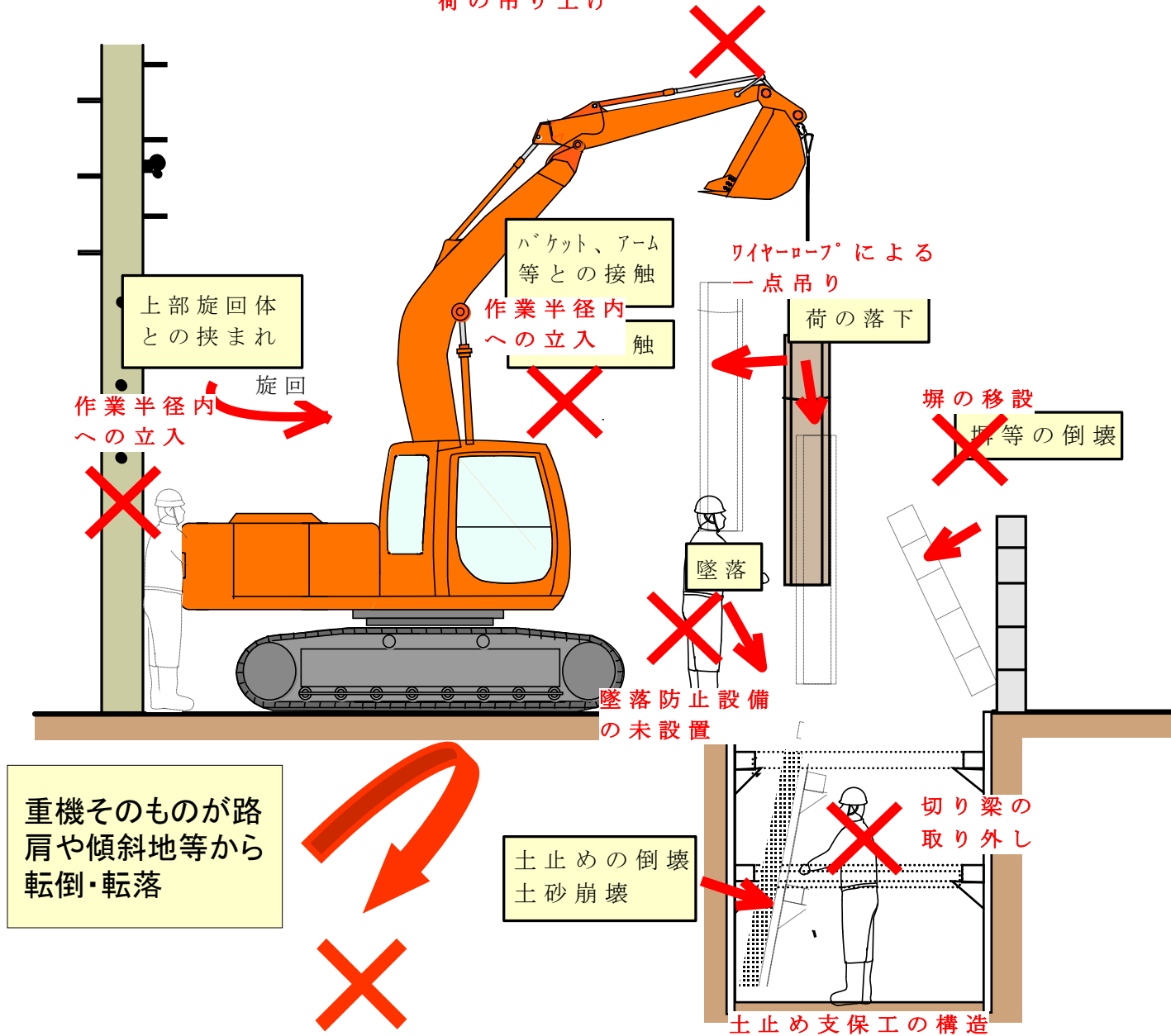
- 1 元請事業者が、特定元方事業者として関係請負人に対して、連絡調整を十分に行っていなかったこと。
- 2 当該車両系建設機械の運転者の後方確認が十分でなかったこと。

[防止対策]

- 1 作業間の**連絡調整**を徹底すること。
- 2 車両系建設機械の稼働範囲（走行範囲を含む）に**労働者を立ち入らせない**こと。



車両系建設機械による
荷の吊り上げ



運 転 資 格 等

車両系建設機械

「運転」

機体重量3t以上

- 車両系建設機械運転技能講習

機体重量3t未満

- 車両系建設機械運転特別教育

※ 荷の吊り上げは最大1t未満

「玉掛け業務」

- 玉掛け技能講習修了者
- 玉掛け特別教育修了者

移動式クレーン

「運転」

吊り上げ荷重5t以上

- ◆ 移動式クレーン運転士免許

吊り上げ荷重5t未満

- ◆ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

「玉掛け業務」

吊り上げ荷重1t以上

- ◆ 玉掛け技能講習修了者

吊り上げ荷重1t未満

- ◆ 玉掛け特別教育修了者

地形、地質の調査及び記録

労働安全衛生規則第154条(調査及び記録)

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該**車両系建設機械の転落**、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**当該作業に係る場所について地形、地質等の状態を調査**し、その結果を記録しておかなければならない。

作業計画

労働安全衛生規則第155条(作業計画)

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、前条の規定による調査により知り得たところに適応する**作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。**
- 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
 - ① **使用する車両系建設機械の種類及び能力**
 - ② **車両系建設機械の運行経路**
 - ③ **車両系建設機械による作業の方法**
- 3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項第2号及び3号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

重機の作業計画の策定（例）

「施工計画段階で実施する事項」

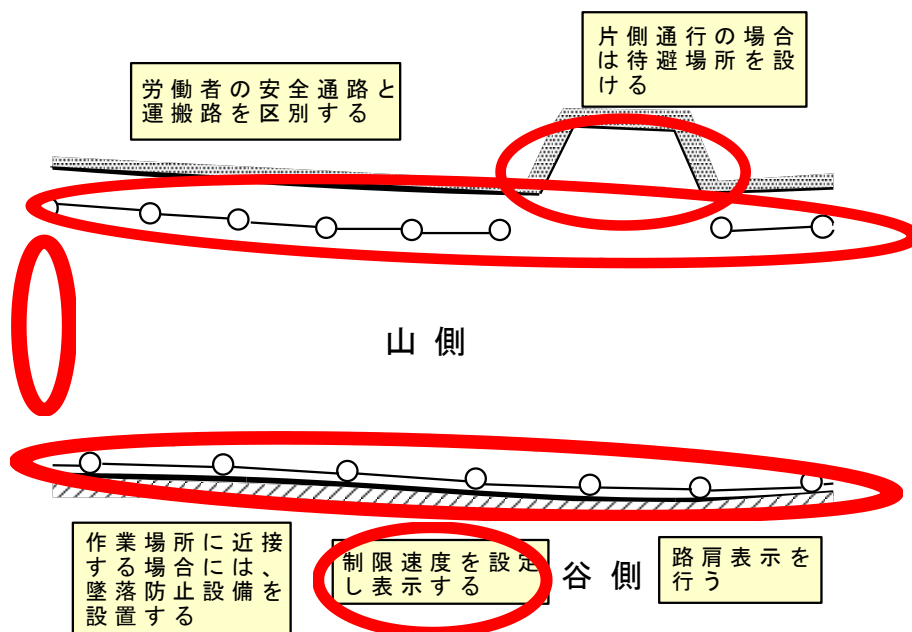
- 作業箇所の調査
（作業場所、運行経路の地形・地質等）
- 作業標準の作成・教育
- 使用する機械の能力の検討
- 機械の配置の決定
（場所、時間、作業内容）
- 資格者の配置
- 使用する機械の検査・点検

「工事現場で実施する事項」

- 毎作業日の機械の配置の決定
（種類・能力、運行経路、作業方法）
- 他の作業との連絡調整
- 作業前ミーティングの実施
（作業計画の周知）
- 合図方法の統一
- 教育訓練の実施
（作業半径、運転者の視界）

◇作業計画は、文書の交付、黒板への配置図を図示すること等により確実に労働者に周知してください。

運搬機械の運行経路の安全対策

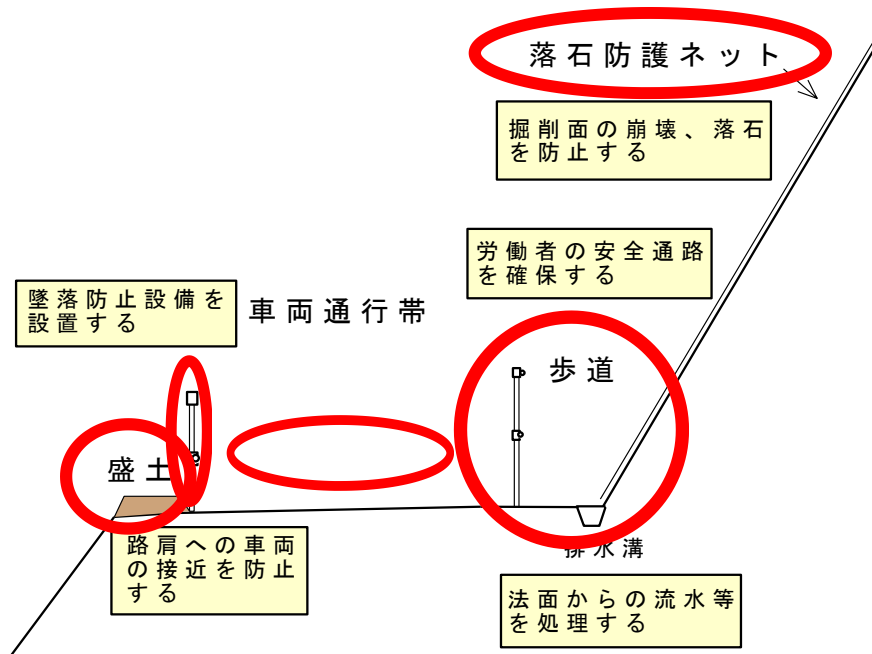


路肩の崩壊及び地盤の不同沈下の防止

制限速度の設定

墜落の防止

安全通路の確保



落石の防止

必要な幅員の保持

立入禁止措置の徹底または誘導者の配置

資格者の配置を示す
重機作業計画書(例)

使用する機械の種類
と能力を示す

平成 年 月 日 ()

バックホ運転 : △ △ □ □、
重機誘導者 : ○ ○、
ダンプトラック運転者 : ▽ ▽
ダンプトラック誘導者 : ◇ ◇

「使用機械」

バックホ	0.70m ³	1 台
バックホ	0.45m ³	1 台
ダンプトラック	4 t	2 台

作業方法を示す

安全通路を示す

掘削

土

落石防護柵

作業員通路

土砂積み込み

立ち入り禁止

立ち入り禁止

誘導者

運行経路を示す

労働者との接触防止
の方法を示す

「記載注意」

- 1 機械の種類及び能力を記載すること。
- 2 機械の運行経路及び作業半径を記載すること。
- 3 作業の方法について記載すること。
- 4 計画の内容については、関係労働者に周知を図ること。
- 5 計画に変更が生じた場合には、再度、計画を作成すること。

車両系建設機械の定期自主検査

(1) 1か月以内ごとに1回の月例自主検査(安衛則第168条)

(2) 1年以内ごとに1回の定期自主検査(安衛則第167条)



定期自主検査は特定自主検査とし検査標章を添付する(安衛則第169条の2)

(3) 定期自主検査の記録は3年間保存(安衛則第169条)

(4) 作業開始前点検(安衛則第170条)

【災害事例 2】

移動式クレーンで荷をつり上げ旋回中、移動式クレーンが横転

（災害発生状況）

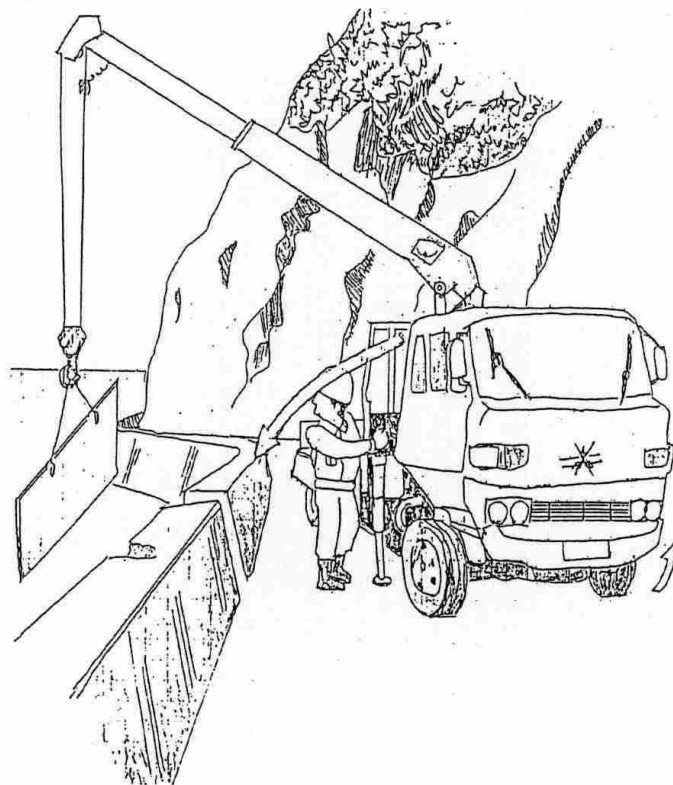
工事現場において、道路養生用等に使用して余った鉄板（重量1.5トン）をダンプに載せるために、移動式クレーン（つり上げ荷重2.9トン）でつり上げ約90度旋回したところ、移動式クレーンが横転し、移動式クレーンを操作していた被災者が護岸コンクリートと移動式クレーンの間にはさまれた。

〔発生原因〕

- 1 移動式クレーンの定格荷重は、約1トンであり過荷重になっていたこと。
- 2 作業計画が作成されておらず、担当者任せになっていたこと。
- 3 荷をつり上げる際荷重を確認しないまま、作業したこと。

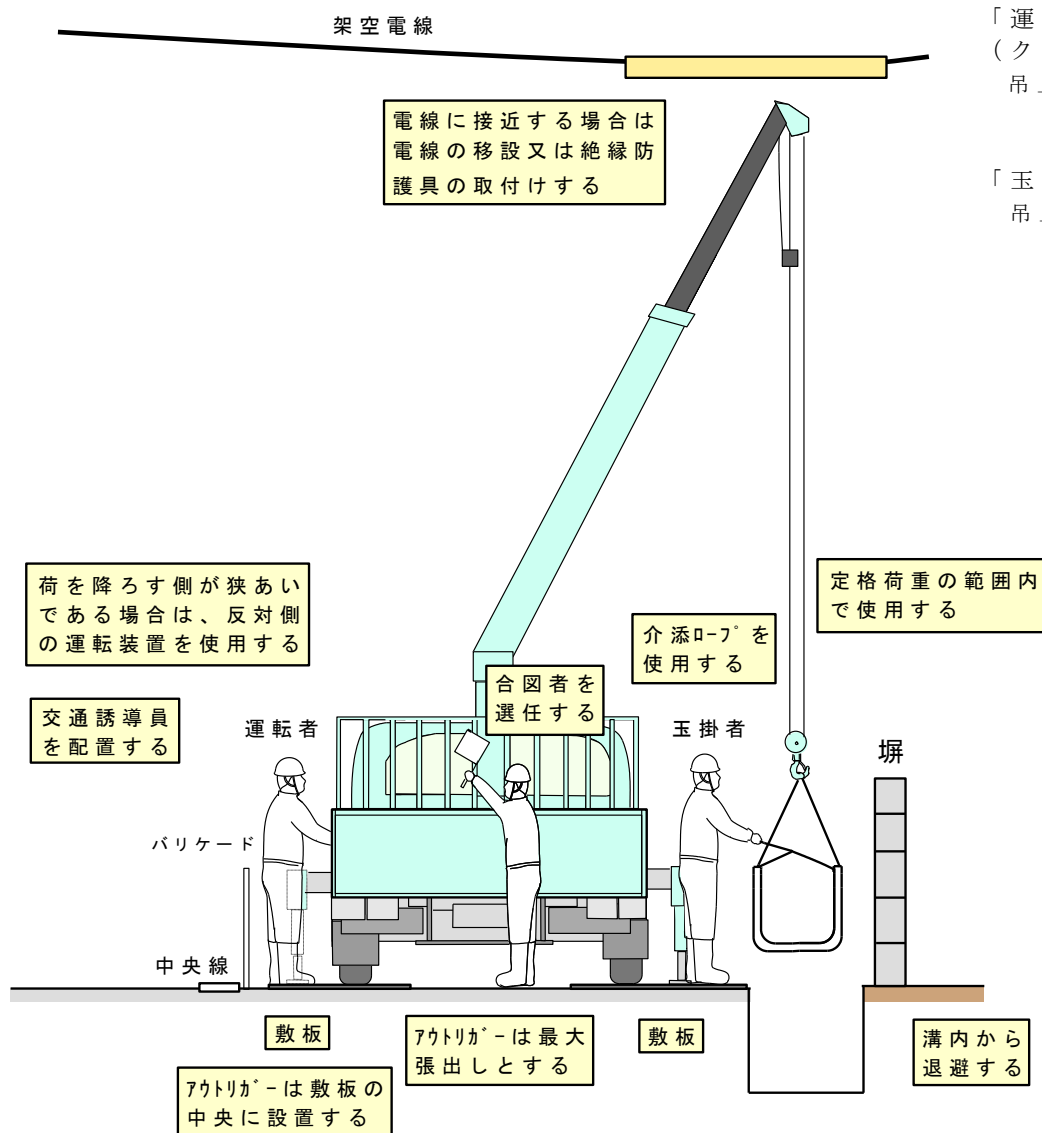
「防止対策」

- 1 移動式クレーンによる作業を行う場合は、あらかじめ**作業計画**を作成すること。
- 2 荷をつり上げる際荷重を確認し、**過荷重**とならないようにすること。
- 3 現場における**安全衛生管理体制を確立**すること。



小型移動式クレーンの安全対策

安全対策例



「運転資格」
(クレーン作業時)

吊上荷重 5 t 未満：小型移動式クレーン運転技能講習
5 t 以上：移動式クレーン運転士免許

「玉掛業務」

吊上荷重 1 t 未満：玉掛特別教育
1 t 以上：玉掛技能講習

転倒事故の多発

- ・アウトリガーの張出し不足
- ・過荷重での使用

玉掛者の災害防止

- ・吊り荷との接触
- ・資格者の配置

アウトリガーを最大限に張り出せない場合の措置

移動式クレーン明細書、取扱説明書等に最大の張り出しでない場合の定格荷重が示されており、実際のアウトリガーの張出幅と同じ若しくは少ないときの定格荷重表により定格荷重を越えないことを確認した場合には、使用できること。

定格総荷重表の例

2. 65mジブ、4. 52mジブ				6. 4mジブ		
作業半径(m)	定格総荷重 (t)	空車時定格総荷重		作業半径(m)	定格総荷重 (t)	空 車 時 定 格 総 荷 重
		アウトリガー 最大張出	アウトリガー 最小張出			
1. 6以下	2. 52	2. 52	1. 42	2. 8以下	1. 22	1. 22
1. 8	2. 22	2. 22	1. 12	3. 0	1. 22	1. 07
2. 0	2. 02	2. 02	0. 92	3. 5	1. 02	0. 82
2. 5	1. 52	1. 52	0. 62	4. 0	0. 87	0. 67
3. 0	1. 27	1. 12	0. 47	4. 5	0. 77	0. 57
3. 5	1. 07	0. 82	0. 37	5. 0	0. 67	0. 47
4. 0	0. 97	0. 67	0. 32	5. 5	0. 62	0. 42
4. 32	0. 87	0. 62	0. 27	6. 2	0. 52	0. 35

使用できる範囲

前方吊りは能力が低下するため
原則使用しないこと。

移動式クレーン仕様機による作業の安全対策

「運転資格」

(クレーン作業時)

吊上荷重 5 t 未満：小型移動式クレーン運転技能講習
5 t 以上：移動式クレーン運転士免許

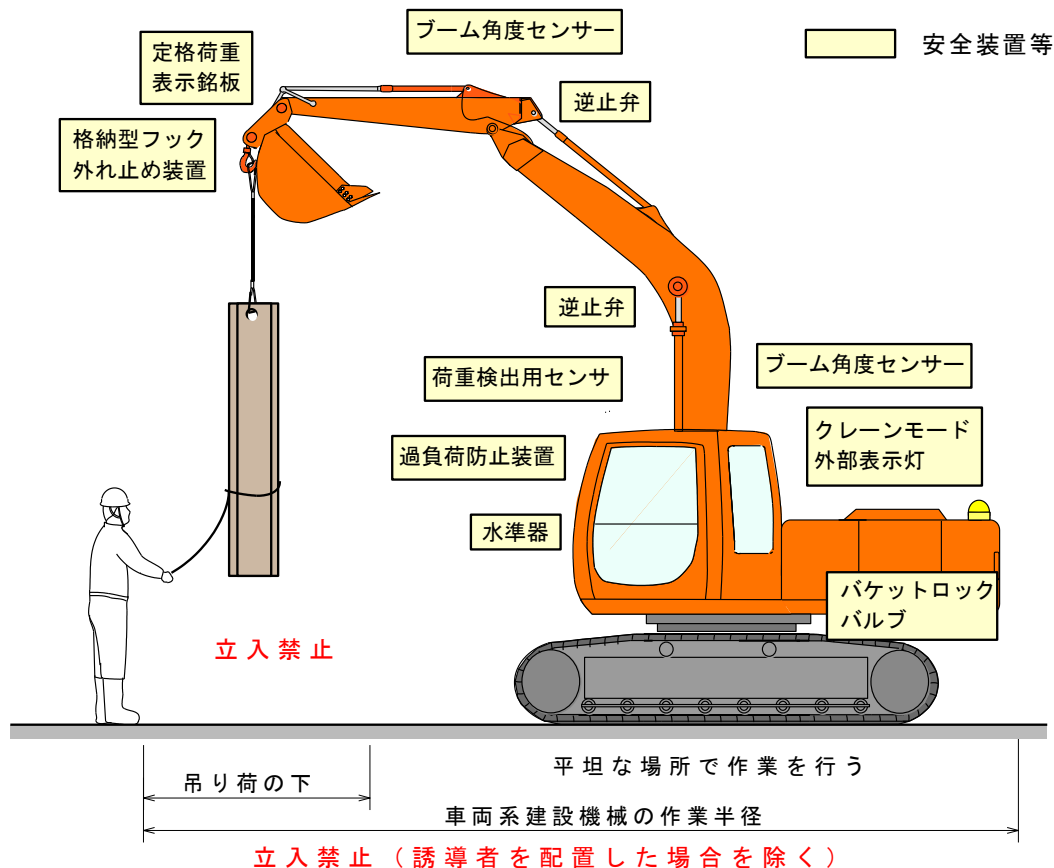
(走行時)

吊上荷重 5 t 未満：小型移動式クレーン運転技能講習
5 t 以上：移動式クレーン運転士免許

「玉掛業務」

吊上荷重 1 t 未満：玉掛特別教育
1 t 以上：玉掛技能講習

機体重量 3 t 未満：車両系建設機械運転特別教育
3 t 以上：車両系建設機械運転技能講習



必ずクレーン機能の
スイッチを入れること。

資格者を配置する
こと。

取扱説明書等を基に
関係労働者に安全教
育を実施すること。

定格荷重、転倒防止、
作業の方法、労働者
の配置等を定めて関
係労働者に周知する
こと。

墜落・転落災害の防止（荷役作業）

労働者に遵守させる事項

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
- ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
- ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
- ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の**保護帽**を着用すること。



保護帽について

保護帽とは、頭部損傷、あるいは頭部感電による危険を防止または軽減するために使用される保護具で、厚生労働省が定める労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に適合したもので、以下の検定基準に基づいて製造されています。



【取扱注意】	
①頭に合ったものを使用し、あごひもを締めてください。 ②大きな衝撃を受けたものは、使用しないでください。	
SAMPLE 労（平18・6）検 (1)TH3140 (2)TH3141 (3)TF751 ド 電機製造(株) 平成20年05月製造 (1)飛来・落下物用 (2)墜落時保護用 (3)電気用 7,000V 以下 帽体材質 ABS 試験電圧 20,000V(1分間)	発売元 ド 安全株式会社 型式 SC-1BNARA-KP 080520

使用区分	構造
 飛来・落下物用	帽体、着装体及びアゴひもを持つもの
 墜落時保護用	帽体、着装体、衝撃吸収ライナー及びアゴひもを持つもの
 電気用(使用電圧7000V以下)	帽体が充電部に触れた場合に感電から頭部を保護するもの
 飛来・落下物用 電気用兼用	帽体、着装体及びアゴひもを持つもので、帽体が充電部に触れた場合に感電から頭部を保護するもの
 墜落時保護用 飛来・落下物用 電気用兼用	帽体、着装体、衝撃吸収ライナー及びアゴひもを持つもので、帽体が充電部に触れた場合に感電から頭部を保護するもの

労働者に遵守させる事項

- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
- ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、**耐滑性のある靴(Fマーク)**を使用すること。
- ⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
- ⑩ 最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用すること。
- ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降(乗降)については、三点確保(手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと)を実行すること。

安全靴について

日本工業規格 (JIS) における区分

JIS T 8101 安全靴

「主として着用者のつま先を先芯によって防護し、滑り止めを備える靴」と定義されています。

作業区分による種類(記号)

1.重作業用(H)

先芯の耐衝撃性能100J・耐圧迫性能15kN、表底のはく離抵抗300N以上あるもの。

2.普通作業用(S)

先芯の耐衝撃性能70J・耐圧迫性能10kN、表底のはく離抵抗300N以上あるもの。

3.軽作業用(L)

先芯の耐衝撃性能30J・耐圧迫性能4.5kN、表底のはく離抵抗250N以上あるもの。

付加的性能(記号)

1.耐踏抜き性能(P)

くぎの貫通時の力1,100N以上あるもの。

2.かかと部の衝撃エネルギー吸収性(E)

衝撃エネルギー吸収性20J以上あるもの。

3.耐滑性(F)

靴底の動摩擦計数0.20以上あるもの。

4.足甲プロテクタの耐衝撃性(M)

足甲部への衝撃を緩和する性能を有するもの。

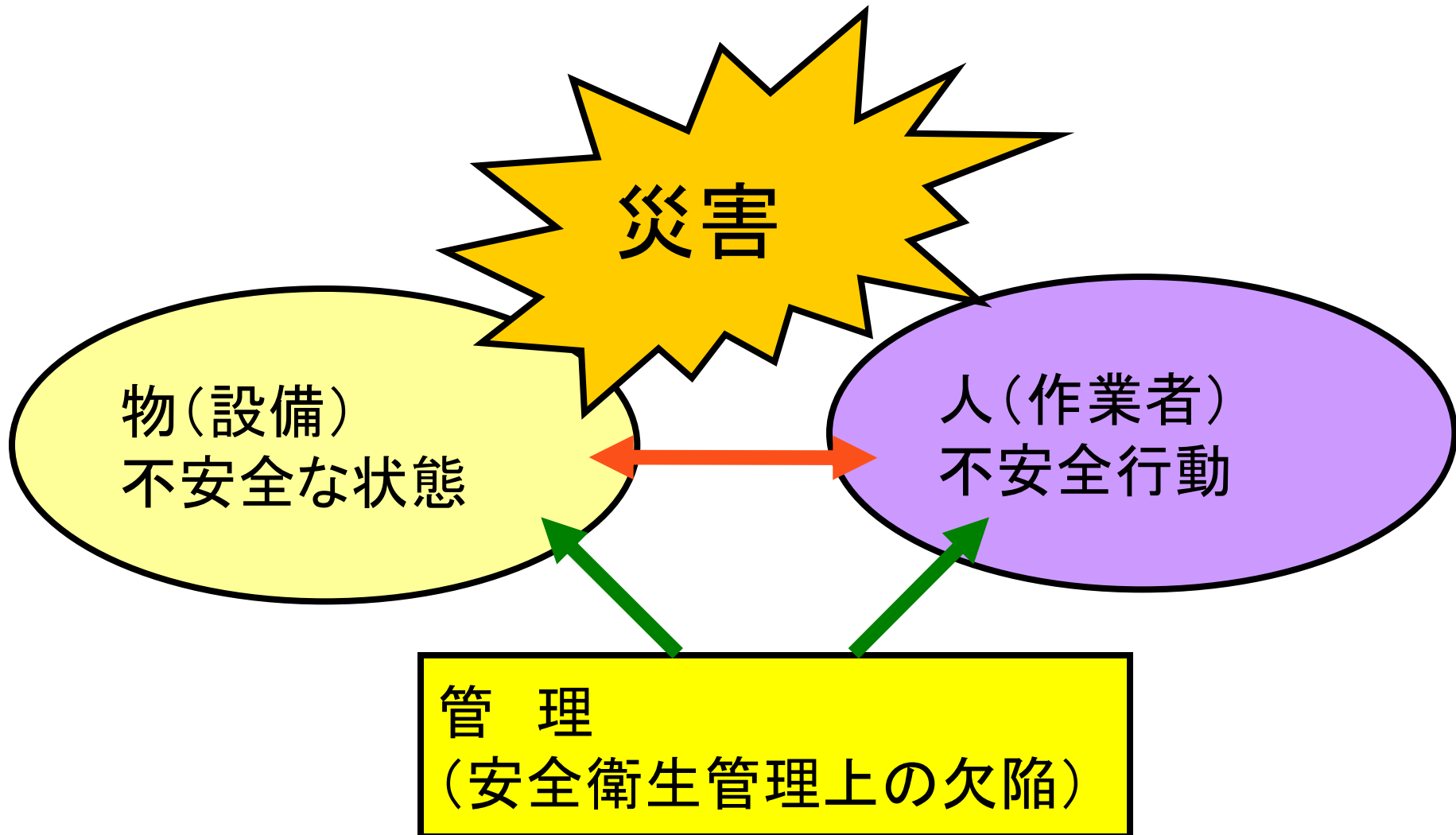
※これら種類と付加的性能については、安全靴あるいは箱に表示されています。

例1【安全靴 革製S】・・・ 革製の普通作業用安全靴

例2【安全靴 革製SP】・・・ 耐踏抜き性能



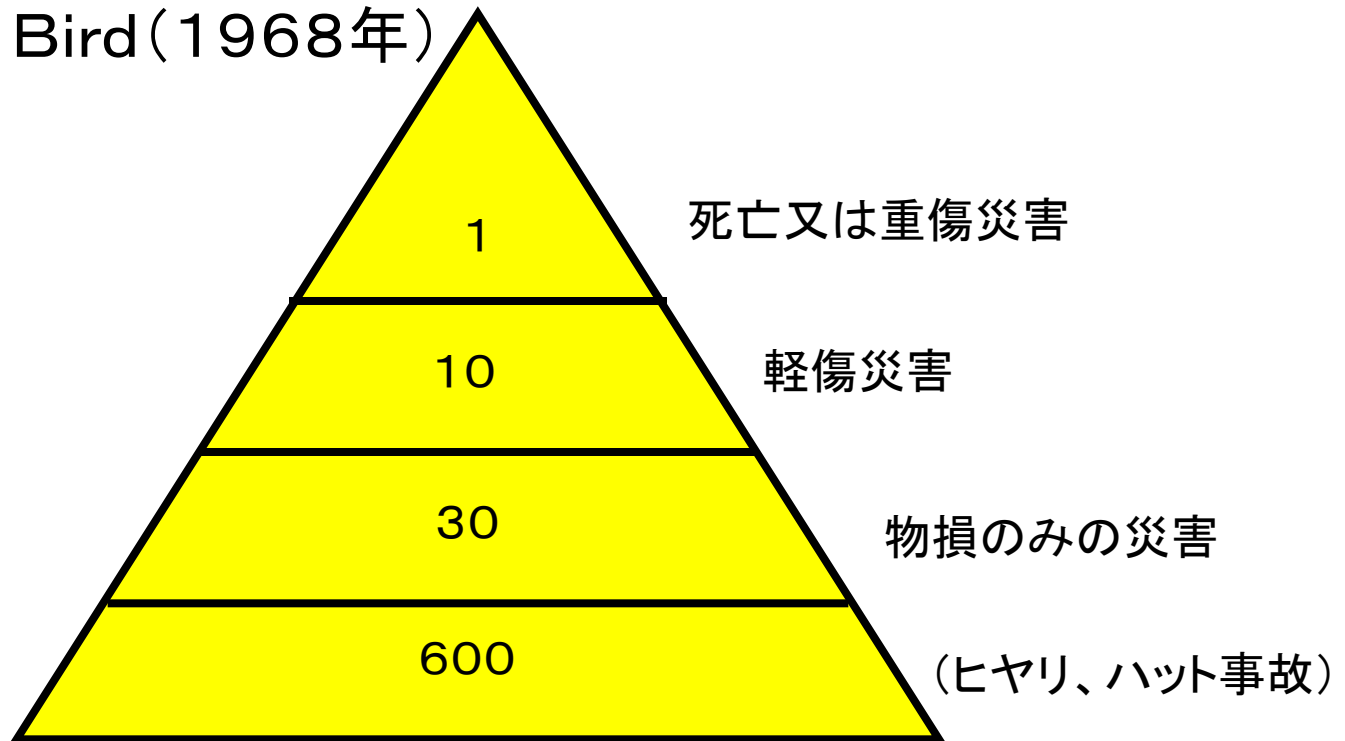
労働災害の発生要因



重傷災害の底辺

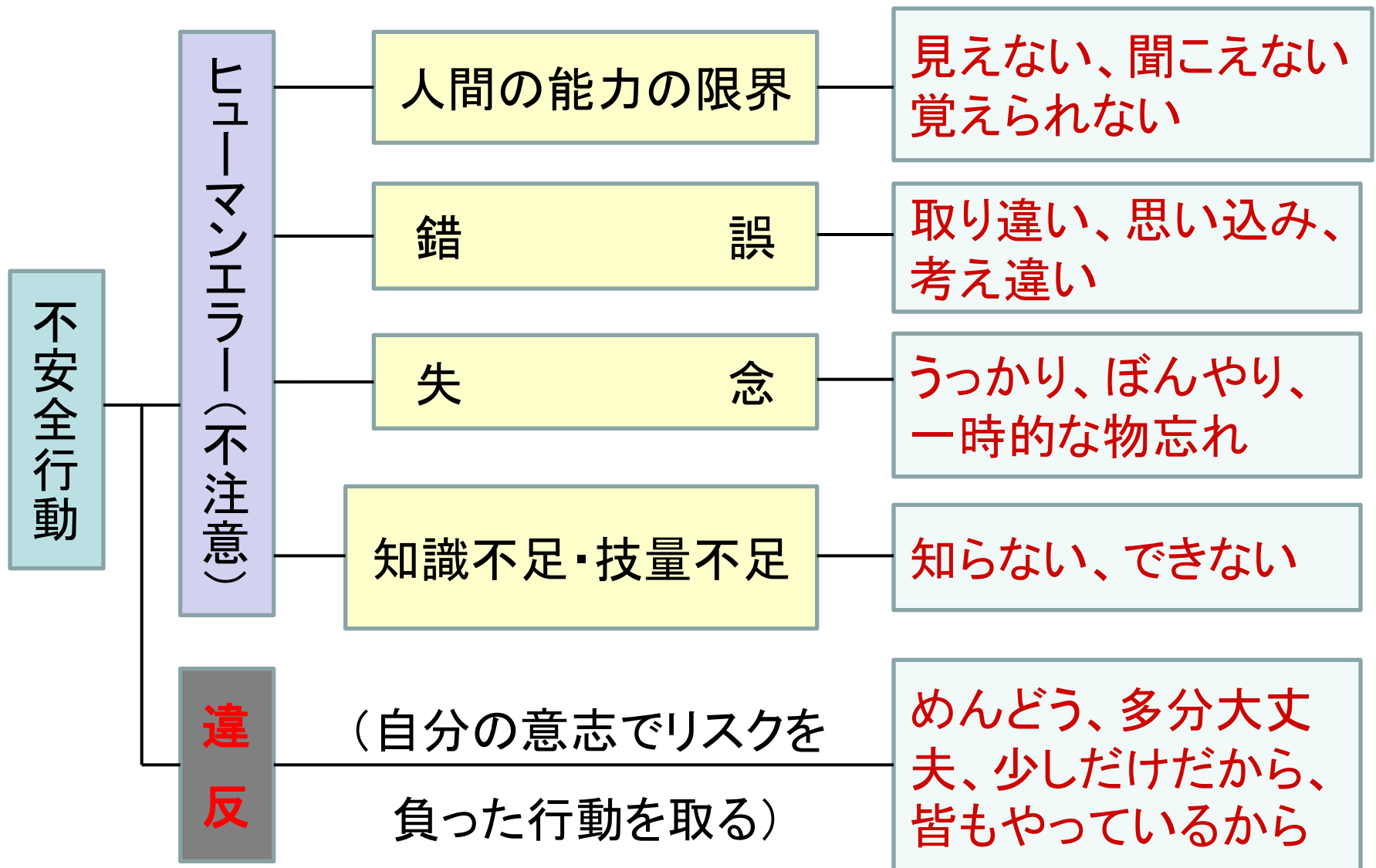
297社、175万件の事故報告の分析結果

Frank. E. Bird(1968年)

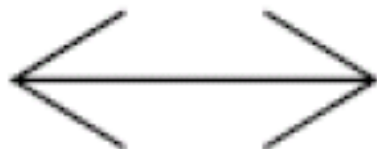


無数の不安全状態と不安全行動

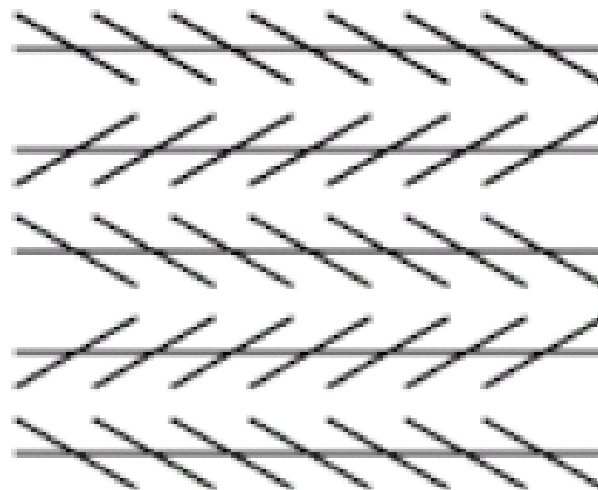
不安全な行動の要因



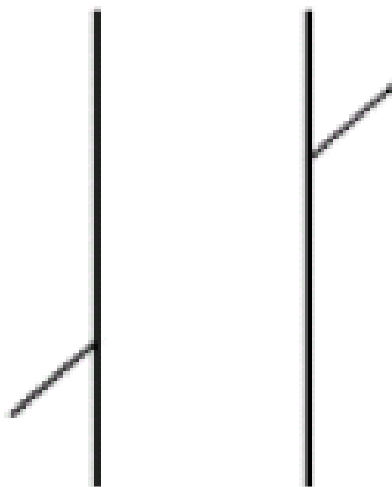
(1)



(2)



(3)



危険感受性と意識レベル

(意識レベルの5段階)

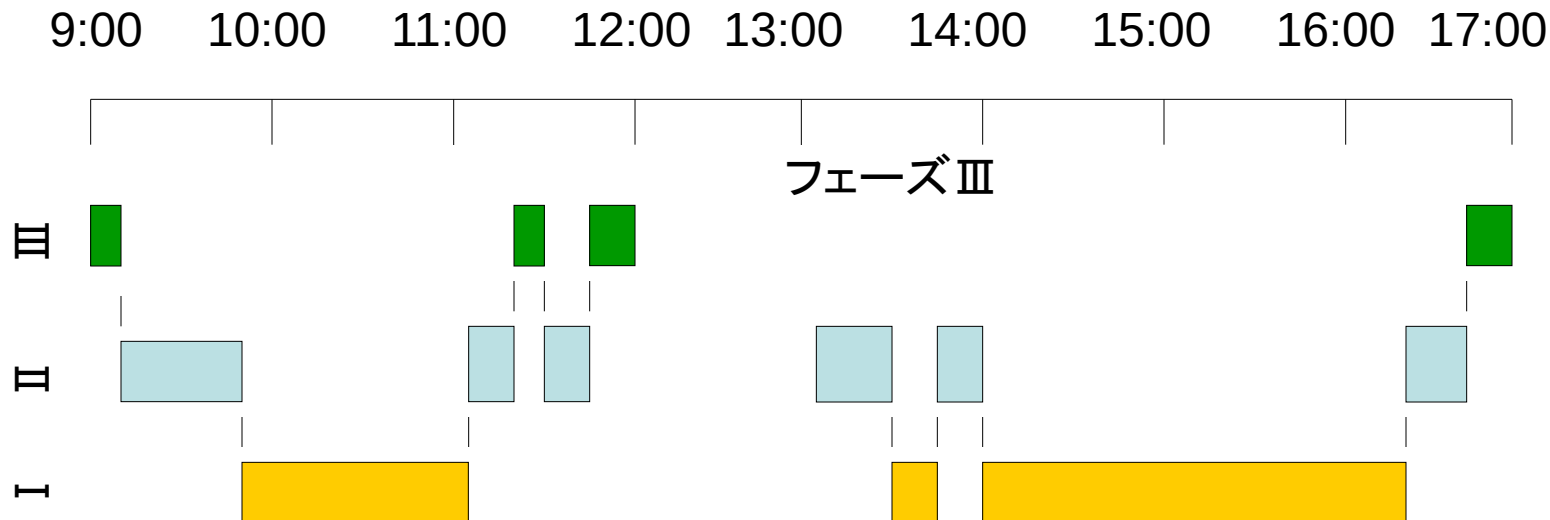
フェーズ	生理的状态	注意力・判断力
0	睡眠、無意識状態	注意の作用はゼロ 信頼性ゼロ
I	疲労、眠気	酒に酔っているとき、疲労したとき、意識ボケの状態。度忘れ・ポカミスが多くなる等エラーが起きやすい。
II	休息、定常作業時	安静にしているときのようにリラックスしている状態。注意力は前向きに働かず、予測とか創造的なひらめきは期待できない。
III	積極活動時	明快な意識状態。積極活動時の状態で注意の及ぶ範囲が広く、ほとんどエラーは起きない。
IV	感情興奮時、 パニック状態	緊張のし過ぎ、あるいは情動興奮時の意識。注意は目前の一点に集中し、正しい判断ができない。エラー率大

1日の作業時間とフェーズの関係

日勤8時間の勤務時間中を通して、意識のフェーズは次々と変わっていく。

慣れた定常作業では、ほとんどがフェーズⅡ（ノーマルでリラックスした状態）で処理されるが、修理・点検作業などの非定常作業やとっさの出来事に対応する場合は、フェーズⅢに切り替える必要がある。

しかし、**フェーズⅢの状態は長く続かない。（持続時間は30分程度）**



- ・初めは打ち合わせなどで意識レベルが高まっている
- ・作業に入り20分もすると一様に意識レベルはフェーズⅠになる
- ・昼近くになるとフェーズⅡに戻る傾向がある
- ・午後も同様にフェーズⅠの作業が続く

指差し呼称の実施効果

押し誤り(100分率)

何もしない → 2.38(100)

呼称だけ → 1.0(42)

指差だけ → 0.75(32)

全部実施 → 0.38(16)



自主的安全衛生活動の促進

1 安全パトロール

職場を巡視し、機械設備、作業方法などが安全に管理されているか点検することによって、危険要因を見つけ出し、その結果に基づいて改善を行い災害の防止を図る。
経営者自らが巡視を行い指導を行うことが重要。

2 4S活動

必要なものと不要なものの分別を日常的に励行する「**整理**」、必要なものを安全な状態で収納する「**整頓**」、通路や機械設備などを清掃する「**清掃**」、作業場の汚染を防止し作業者の服装などを清潔に保持する「**清潔**」の頭文字。4S活動を通じて、作業場や機械設備等の不具合、問題点を発見し改善する。

3 危険予知活動(KY活動)

現場で作業を開始する前に、作業に伴う危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、危険のポイントと行動目標を決めて労働者の安全意識を向上させる。KY活動が的確に行われるように、日頃から作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて訓練(KYT)を行う。また、ヒューマンエラー防止には、作業行動の要所要所で、「**指差し呼称**」を行うことが効果的。

4 ヒヤリ・ハット活動

現場で働く労働者が作業中にヒヤリとした、ハットしたが幸い災害に至らなかった事例を報告・提案する制度を設け、発生する前に改善措置を行う。無災害事業場であっても、職場には多くの不安全状態や不安全行動が存在しており、当該活動を通じ労働者の**危険感受性を向上**させる。

リスク低減措置の検討及び実施

リスク低減措置は、**法令に定められた事項がある場合にはそれを実施すること**を前提とした上で、次の優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

1 設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等

2 工学的対策

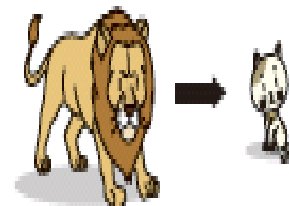
ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等

3 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

4 個人用保護具の使用

上記の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます。



高

低

これからの安全衛生活動

●**現場は生きている**・・・新しい災害の芽が次々に発生 ⇐ 新入社員・転入社員受入、新技術・システム導入、設備改造・作業方法変更、慣れによる手抜き、時間経過による忘れ

●**職場環境の変化**

多能工化(判断力・行動要求度合いアップ)、高齢化(判断力・行動力低下)、請負化(能力・意識レベルのバラツキ)、効率化(管理監督者の現場チェック頻度低下)

これからの
安全衛生活動

「職場に存在するまたは次々と発生する危険の芽を見つけ、いち早く摘みとること。」

問題点

安全点検・安全巡視・KYT・ヒヤリハット等を実施しても災害発生前に事前に危険の芽を見つけられない。

対策

① 見つける能力が不足している・・・危険を危険と感じる感受性必要

→ 日頃からのKY訓練、安全に関する技術的知識習得

② 見つけるやり方が断片的(抜けが多い)→**リスクアセスメント**(体系的に、抜けなく実施する)

「働き方」が変わります!!

**2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます**

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上 of 年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間に、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

労働安全衛生法の改正 ⇒ 「産業医・産業保健機能」を強化します

(1) 産業医の活動環境の整備

(現在)

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができます。

事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。

(改正後)

事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

(2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールの推進

(現在)

事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります（努力義務）。

(改正後)

産業医等による労働者の健康相談を強化します。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

○産業医とは？・・・産業医とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場においては、産業医の選任が事業者の義務となっています。また、小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）においては、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理を医師等に行わせるように努めなければなりません。

○衛生委員会とは？・・・衛生委員会とは、労働者の健康管理等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場です。衛生委員会のメンバーは、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生に関する経験を有する労働者で構成されます。労働者数50人以上の事業場においては、衛生委員会の設置が事業者の義務となっています。

労働安全衛生法の改正

⇒ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを**通達で規定**
→ **裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。**

【理由】

- ・裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。



(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導 ※ を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

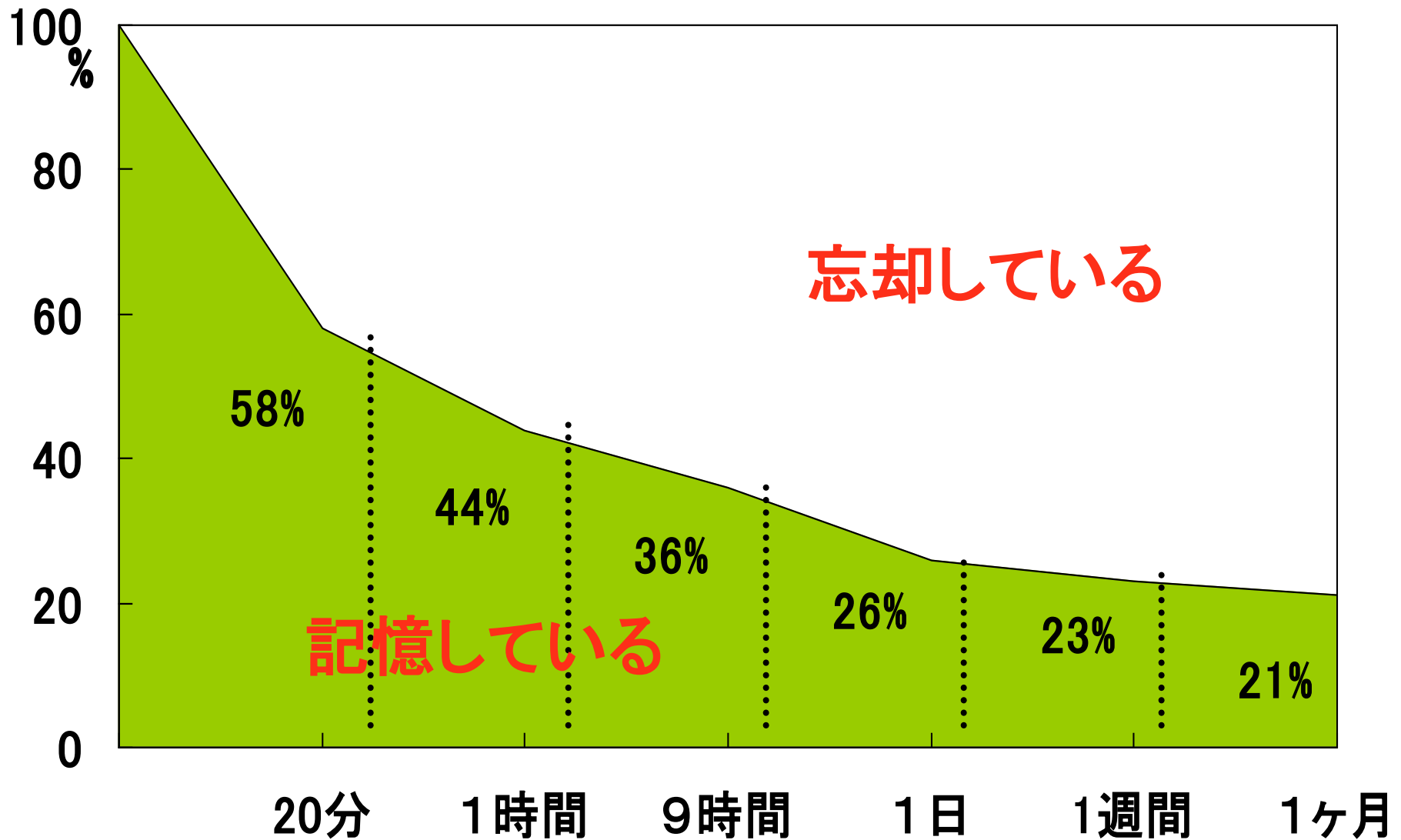
労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

忘却（エビングハウスの忘却曲線）



異常時の措置

1、止める(停める)

2、呼ぶ

3、待つ



平成30年度全国労働衛生週間 スローガン

『こころとからだの健康づくり
みんなで進める働き方改革』

《準備月間》平成30年9月1日から9月30日

《本週間》平成30年10月1日から10月7日